# 第2次安来市情報化計画

平成31年3月

安来市

# 目次

はじめに	1
地域 IoT 実装計画の策定	1
1. 安来市の地域特性	2
1-1. 地理的条件	2
1-2. 人口動態	3
1-3. 産業構造	4
1-4. 特性	6
2. 安来市における地域情報化の現状及び課題と目標	7
2-1. 第1次安来市情報化計画と目標の達成状況	7
2-2. 本計画で新たに取り組む目標	. 11
2-2-1. 住民と行政とのコミュニケーション基盤の整備	. 11
2-2-2. 官民データ活用の推進	. 13
3. 本計画の目的及び期間	. 15
3-1. 安来市における地域情報化の目的	. 15
3-2. 本計画の期間	. 15
4. 本計画の位置付け	. 16
5. 本計画の推進体制	. 17
6. 本計画で定める施策	. 19
6-1.「安全・安心なまちづくりのための情報化」について	. 19
6-1-1. 「防災コミュニケーション基盤」整備事業	. 19
6-2.「地域コミュニティ活性化のための情報化」について	. 24
6-2-1. 地域 IT 人材の教育推進と教育連携	. 24
6-2-2. 多様な主体の情報リテラシーの向上	. 25
6-2-3. 地域情報発信の充実	. 25
6-3.「質の高い行政サービスの提供」に係る施策	
6-3-1. 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進	. 26
6-3-2. EBPMの推進	. 28
6-3-3. シビックテック関連団体との連携による地域課題解決	. 29
6-3-4. 手続における ICT の利用等に関する取り組み	. 30
6-3-4-1. 子育てに係る各種行政手続きのオンライン化	. 30
6-3-4-2. コンビニ交付サービスの継続	. 31
6-3-5. サービスデザイン思考に基づく BPR の推進	. 31
6-3-6. マイナンバーカードの普及促進と利活用の検討	32

	6-4.「情報通信基盤の整備」に係る施策	33
	6-4-1. 情報システムに係る規格の整備等に係る取り組み	33
	6-4-2. やすぎどじょっこテレビの加入促進	33
	6-4-3. 新たな情報通信基盤の導入	34
	6-4-4. 携帯電話エリア外地域の解消	34
7.	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	37

# はじめに

安来市は、2009 (平成 21) 年 12 月に第 1 次安来市情報化計画<sup>※1</sup> (以下「第 1 次情報化計画」といいます。)を策定しました。その内容は、2006 (平成 18) 年 3 月に策定した第 1 次安来市総合計画の基本理念である「元気・いきいき・快適都市」~ 自活と共助のまち・やすぎ ~ の実現を目指すために、情報通信技術(以下「ICT<sup>※2</sup>」といいます。)を活用する基本的な考え方や方向性を示すとともに、「情報の過疎地」の解消に向け、情報化を計画的に推進するための指針とするものでした。

今回、第1次情報化計画が2019(平成31)年3月31日に終期を迎えることから、第2次安来市情報化計画(以下「本計画」といいます。)を策定します。

# 地域 IoT<sup>※3</sup>実装計画の策定

本市は、総務省「平成30年度地域IoT実装のための計画策定・推進体制構築支援事業」における支援対象となり、「安来市地域IoT実装計画」として本計画を策定しました。来年度以降、本計画に位置づけた施策・事業を実施していくことで、地域の課題解決及び新たな価値創造を実現していくものです。

<sup>※1</sup> 計画期間は 2009(平成 21)年度から 2018(平成 30)年度までの 10 年間です。

<sup>※2</sup> Information and Communication Technology の略で、「情報通信技術」を指します。

<sup>\*\*3</sup> 地域の課題解決を図るための効率的、効果的なツールとして期待されている「IoT {物(モノ)のインターネット}、ビッグデータ、AI(人工知能)等」を指します。

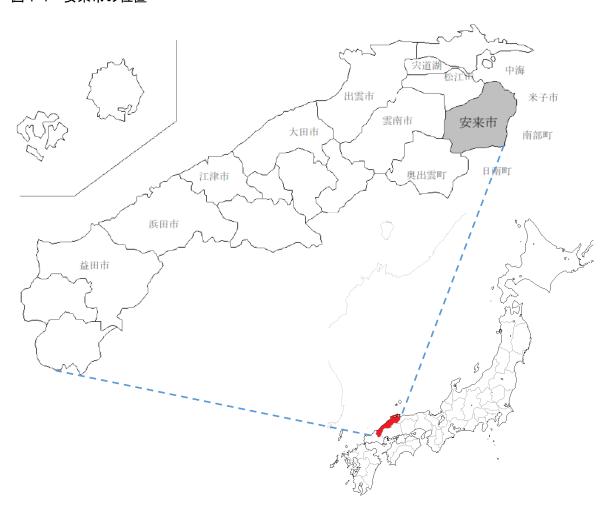
# 1. 安来市の地域特性

# 1-1. 地理的条件

安来市は島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、東は米子市・南部町、南は日南町(以上鳥取県)・奥出雲町、西は松江市・雲南市に接しています。 市域は東西およそ 22km、南北およそ 28km で、面積は 420.93 平方キロメートルです。

南部は中国山地に連なる豊かな緑に覆われ、そこを源流として中海に注ぐ飯梨川・伯太川全流域が市域に含まれます。下流域に形成された三角州には広大な耕地が広がり、上流域には豊かな森林と県東部の水瓶としての機能も果たす布部ダム・山佐ダムがあります。

#### 図 1-1 安来市の位置



# 1-2. 人口動態

国勢調査による本市の人口は、1985 (昭和 60) 年の 49,616 人をピークに減少傾向にあり、30 年後の 2015 (平成 27) 年には 39,528 人と 10,088 人(25.5%) 減少しています。

一方、世帯数は 2005 (平成 17) 年までは増加傾向にありましたが、近年は横ばい状態で、2015 (平成 27) 年には 12,805 世帯であり、一世帯の平均人数は 3.1 人となっています。

人口の減少傾向は今後も続くと見込まれています。「国立社会保障・人口問題研究所」の推計方法を基に算出した推計では、2010(平成22)年時点で4.2万人であった人口総数が2060年には2.1万人と半分になると推計されています。

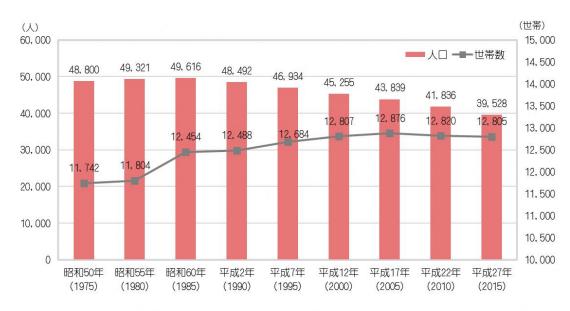
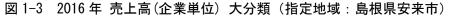


図 1-2 人口と世帯数の動向(出典:国勢調査)

# 1-3. 産業構造

本市の産業構造は図 1-3~1-6<sup>\*\*4</sup>のとおりです。売上高、従業員数ともに 製造業及び卸売業、小売業が大きな割合を占めています。



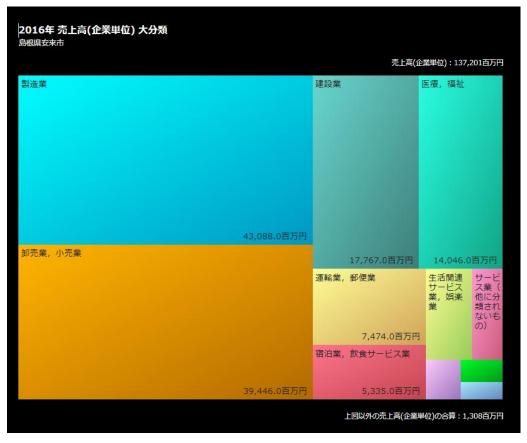
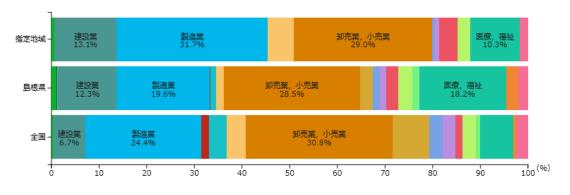


図 1-4 売上高(企業単位) 2016年(指定地域:島根県安来市)

### 売上高(企業単位) 2016年

指定地域:島根県安来市



<sup>※4</sup> 経済産業省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局). "地域経済分析システム(RESAS:リーサス)". https://resas.go.jp/, (参照 2019-01-31).

図 1-5 2016 年 従業者数(企業単位) 大分類 (指定地域:島根県安来市)

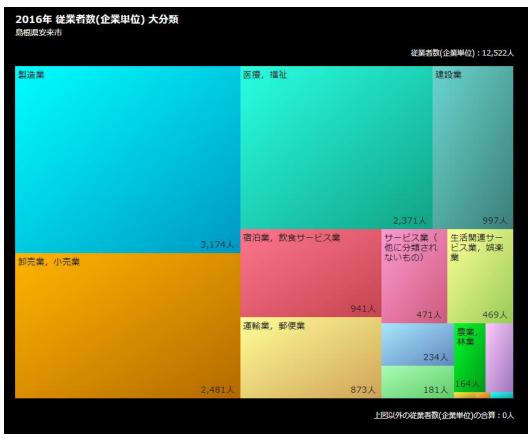
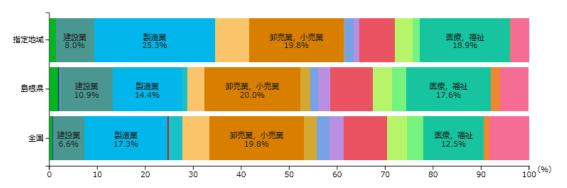


図 1-6 従業者数(企業単位) 2016 年 (指定地域:島根県安来市)

### 従業者数(企業単位) 2016年

指定地域:島根県安来市



# 1-4. 特性

## 特性1 優れた景観を保有し、自然と共生するまち

本市は、ラムサール条約に登録されている中海、そして飯梨川・伯太川などの河川、平野、中国山地に連なる緑など、美しく豊かな自然環境に恵まれ、源流から河口まで広がる広大な市域と優れた自然景観を有しています。これらは、里山資本主義の考え方を取り入れた農林業の育成、環境ビジネス・アグリビジネス創造のポテンシャルにつながるとともに、暮らしやすい、自然と共生するまちの要件となっています。

### 特性2 文化・歴史・産業振興に活かす資源が豊富なまち

全国的に知れ渡る民謡・安来節をはじめ、月山富田城跡など個性豊かで優れた民芸・美術・伝統技術・伝統芸能・歴史的建造物など多彩な文化を有しており、これらの活用によって市内外から多くの人が訪れ、交流が広がることを期待できるまちです。

# 特性3 ものづくりの伝統と技術を保有するまち

たたら製鉄の流れをくむ中海に近い臨海部における金属関連製造業、 豊かな自然環境を活かした観光産業等、地域特有の歴史・資源を活かし た産業育成が進められ、ブランドマネジメントにより他地域では代替で きないオンリーワンの高い付加価値を創り出すことができるポテンシャルを有しているまちです。

# 特性 4 中海・宍道湖・大山圏域の立地特性が活かせるまち

島根・鳥取両県の結節するエリアに位置し、松江市、米子市に隣接しています。この地域は人口・産業が集積しており、中海・宍道湖・大山圏域の5都市との連携により広域的な強みを活かしたまちづくりが可能なまちです。単一である場合に比べつながりの深い松江市、米子市、出雲市、境港市という4市が存在することにより、目的に応じた戦略的提携、リスクマネジメントが可能という強みがあります。

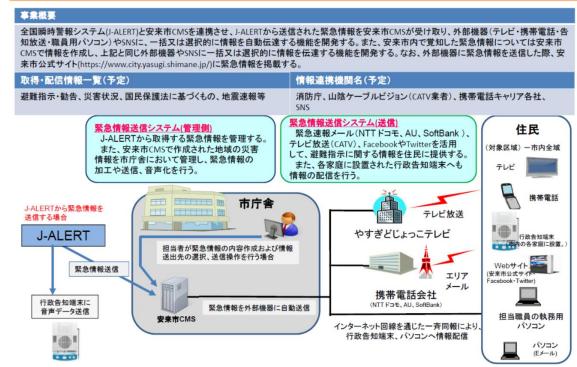
# 2. 安来市における地域情報化の現状及び課題と目標

# 2-1. 第1次安来市情報化計画と目標の達成状況

安来市は、第1次情報化計画の策定後、その目標の実現のため、次の取り 組みを行いました。

- 1) 安全・安心なまちづくりのための情報化
  - → 告知放送の開始 {2011 (平成23) 年度}
  - → 総務省の防災情報通信基盤整備事業 {2012 (平成24) 年度} の活用によるCMS緊急情報送信システム {Web、SNS (Facebook、Twitter)、CATV のL字テロップ、告知放送等を用いた住民等へ緊急情報を速やかに伝達するためのシステム} の整備

図 2-7 安来市緊急情報送信システム 事業概要図



→ 株式会社中電工との「視覚的情報提供システム(高齢者等見守りシステム)」の共同開発 {2013 (平成25) 年度~2017 (平成29) 年度} ※実証実験の結果から、本市Webサイト(行政告知放送「今日の放送」) とやすぎどじょっこテレビ<sup>※5</sup>のデータ放送を利用した文字情報(行政告知定時放送の内容)の提供を開始 {2018 (平成30) 年度~}

<sup>\*\*5</sup> 山陰ケーブルビジョン株式会社が運営する、安来市内のケーブルテレビ局です。安来市が整備した光ファイバケーブル網を利用し、テレビ放送、インターネット、固定電話、携帯電話(スマートフォン)等の各種サービスを提供しています。

#### 2) 地域コミュニティ活性化のための情報化

- → 本市及び関係機関(市議会、交流センター、小中学校及び市立病院) のWebサイトについて、公的機関に求められるホームページ等のアクセシビリティ対応の実施 {2017(平成29)年度}
- → やすぎどじょっこテレビの自主制作番組の推進等によるコンテンツ の充実 {2011 (平成23) 年度~}

#### 3) 質の高い行政情報サービスの提供

- → 観光交流プラザの行政サービスコーナーの設置・充実 {2008 (平成20) 年度~}
- → コンビニエンスストアにおける証明書の自動交付等による住民サービスの向上 {2016 (平成28) 年度~}

#### 4) 情報通信基盤の整備

→ 総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金事業 [2009 (平成21) 年度 補正] の活用による安来市情報ネットワーク施設 (自営光ファイバケ ーブル網による情報通信基盤) の整備とやすぎどじょっこテレビの開 局・サービス提供開始 [2011 (平成23) 年度]

#### 図 2-8 地域情報通信基盤整備推進交付金事業 {2009 (平成 21) 年度補正} 概要図



- → 総務省の携帯電話等エリア整備事業 {2014 (平成26) 年度、2015 (平成27) 年度} の活用による基地局設備の整備
- → 総務省の公衆無線LAN環境整備支援事業 {2014 (平成26) 年度、2018 (平成30) 年度} を活用した、防災拠点(避難所・避難場所、官公署) 及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)への公衆無線LAN環境(どじょっこWi-Fi) の整備

上記1)~4)の取り組み等により、第1次情報化計画の目標を概ね達成することができました(表2-1参照)。

表2-1 第1次情報化計画の目標の達成状況

目標	施策	達成状況
1) 安全・安心なま	告知端末等を活用した	告知端末設置率
ちづくりのため	情報提供体制の確立	(市全体) 84.4%
の情報化		{2018(H30).12.31現在}
	防災定点カメラ等の設	カメラ5カ所設置、端末は各
	置	庁舎・消防本部に設置
2) 地域コミュニ	交流センター等を軸と	全交流センターのWebサイ
ティ活性化のた	した地域情報の発信体	ト開設、地域単位の告知放
めの情報化	制の更なる充実	送の実施
	定期的なIT講習会の開	CMS操作研修又は告知放送
	催	研修の実施 (年1回程度)
	地域番組、行政番組等	やすぎどじょっこテレビの
	のコンテンツ作成	自主制作番組の充実
3) 質の高い行政	各種申請のオンライン	コンビニ交付サービス(6種
情報サービスの	化メニューの充実、利	類)、しまね電子申請サービ
提供	用促進	ス <sup>※6</sup> (16種類)の提供
	インターネットを利用	オープンデータ(100種類
	した行政情報の提供の	390ファイル) の提供、市Web
	充実	サイト及びSNSの活用
	地域公共ネットワーク	行政サービスコーナー(住
	を活用した住民サービ	民票、印鑑証明書の交付、
	スの提供	戸籍等の取次ぎ)の設置
	教育・文化を高めるコ	やすぎどじょっこテレビの
	ンテンツの充実	自主制作番組の充実

<sup>※6</sup> 島根県と県内市町村が共同で運営する電子申請サービスであり、インターネットを通じて行政手続、イベント申込み等を行うことができます。

9

4) 情報通信基盤	光ファイバによる市内	2011 (平成23) 年4月1日以
の整備	全域の情報通信網の整	降、整備完了した地域から
	備	順次サービス提供開始
	地域公共ネットワーク	2015 (平成27) 年度に役務
	の自営線による再構築	線からの切り替え実施

第1次情報化計画の目標につきまして、引き続き、本計画の目標として継続的に取り組むものとします。

また、次節において、第1次情報化計画の目標の達成状況と社会情勢の変化やICTの進展を踏まえて、本計画で設定する新たな目標を定めます。

# 2-2. 本計画で新たに取り組む目標

今日では、AI\*7・IoT\*8を始めとしたICTの進展が著しく、また社会情勢の変化も大きかったこともあり、第1次情報化計画の策定時に想定していなかった状況を迎えています。

そこで、本節では、前節を踏まえ、本計画で新たに取り組む目標を定めます。

### 2-2-1. 住民と行政とのコミュニケーション基盤の整備

安来市において、告知放送の開始前は、市全域を対象として緊急情報 を提供するための手段がありませんでした。また、アナログ式防災行政 無線の整備状況は、表2-2のとおり合併前の旧市町で大きく異なってい ました。

弘2 2 7 7 1 7 2 6 6 7 1 5 X 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
旧市町名	同報系	移動系		
旧安来市(安来地域)	×	×		
旧広瀬町 (広瀬地域)	×	0		
旧伯太町(伯太地域)	0	0		

表2-2 アナログ式防災行政無線の整備状況

そこで、2011 (平成23) 年4月1日以降に、光ファイバによる情報通信網の整備が完了した地域より順次、告知放送を開始しました。この告知放送は、市全域を対象としたものであり、公設民営方式により運用しています。なお、告知放送の各方式を比較検討した結果、文字・画像による情報配信や双方向通信が可能なIP告知システムではなく、ケーブルテレビインフラを利用するため調達コストが低い有線告知放送システム(FM告知放送システム)を導入しました。

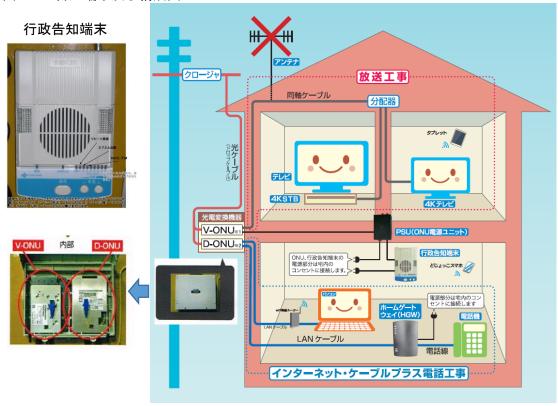
また、告知放送を補完するものとして、2012(平成24)年度に、Web、SNS(Facebook、Twitter)、CATVのL字テロップ等、多様な手段を用いて住民等へ緊急情報を速やかに伝達するためのCMS緊急情報送信システムを導入しました。

しかし、両方のシステムとも、一方向の通信(情報送信)のみ行えるものであり、住民等との双方向のコミュニケーションを行うことはできません。

<sup>\*\*7</sup> Artificial Intelligence の略で、「人工知能」を指します。

<sup>\*\*8</sup> Internet of Things の略で、「物(モノ)のインターネット」を指します。インターネットに直接接続した物(モノ)が情報交換を行い、相互制御を行う仕組みです。

図 2-9 告知端末及び構成図



今日では、クラウドシステムや携帯電話網、Wi-Fi等の既存IP通信網を活用することにより、比較的低コストで双方向通信が可能なコミュニケーション基盤を導入することができます。

今後、自然災害が益々激甚化することが予想されますので、住民等に 緊急情報を確実に伝達することとともに、フィードバックを得ること、 安否を確実に確認すること等が、より強く求められます。

また、本市の相当範囲が、島根原子力発電所から30km圏内の「緊急時防護措置を準備する地域 (UPZ<sup>※9</sup>)」であり、広域避難先は岡山県内の各自治体とされています。原子力災害に備えるため、なるべく早期に住民等とのコミュニケーション基盤を整備する必要があります。

そこで、第1次情報化計画の目標であった「告知放送を中心とした情報 提供体制の確立」を発展させ、本計画では「特に防災及び減災に着目し た行政と住民とのコミュニケーション基盤の整備」(以下「防災コミュニ ケーション基盤の整備」といいます。)に取り組むものとします。

\*\*<sup>9</sup> Urgent Protective action planning Zone の略で、「緊急時防護措置を準備する地域」 を指します。

12

### 2-2-2. 官民データ活用の推進

「少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により、国内需要の減少による経済規模の縮小、労働力不足、我が国の投資先としての魅力低下による国際競争力の低下、医療・介護費の増大など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機、基礎的自治体の担い手の減少など様々な社会的・経済的な課題が深刻化」<sup>※10</sup>しています。

このような課題を解決するための新しい取り組みとして、近年「シビックテック」(Civic Tech: Civic Technology)が注目されています。シビックテックとは、「住民や起業家等が技術(主にIT)を活用して、行政や地域社会が抱える課題を解決しようとする取り組み、あるいは考え方」を指します。「シビックテックの登場は、技術革新の進展に伴うデジタル環境の形成、ならびに政府や公的機関を中心とした保有データの開放の動き(オープンデータ)を背景としており、①行政・公共サービスの効率化や利便性の向上、情報の可視化、②市民の地域社会への主体的な関与・参加の促進、③行政の透明性や説明責任の向上、④新たなビジネスの創出、といった効果が期待」されています\*\*11。

この他、「透明性の確保」、「積極的な住民参加」、「組織の枠を超えた官 民連携」を目指す、これからの行政のあるべき姿として「オープンガバ メント」(Open Government)が提唱されています。これは、民主主義の 理念に沿って、住民の「知る権利」を保障し、行政の適正な手続きを証 明し、住民参画を実現するための取り組みを指します。

シビックテックを機能させるためにも、オープンガバメントの実現の ためにも、行政が積極的に情報提供を行うことが必要です。

今後、地域課題がより深刻化する一方で、財政健全化のための歳出抑制と行政サービスの向上を同時に求められる困難な相反関係に直面する状況が、益々強まることが予想されます。シビックテック及びオープンガバメントのいずれの取り組みも、行政のみでは地域課題を解決することが困難であり、地域住民の他、様々な主体との協働が不可欠であるという考えに基づくものです。

<sup>※10 &</sup>quot;第1部 はじめに 第1節(2)人口減少によって生じる課題",情報通信白書,2018 (平成30)年版,総務省,2018(H30), p. 2.

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/n1000000.pdf, {参照 2018(H30)-12-25}.

<sup>\*\*\*&</sup>lt;sup>11</sup> 野村敦子. 公共分野におけるデジタル変革をいかに進めるか ―アメリカにみるシビックテックの動向と課題―. JRI レビュー, 2017, Vol.3,No.42, p. 3. https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/9719.pdf, {参照 2018(H30)-12-25}.

また、本市の内部におきましても、庁内で保有するデータを部局・分野横断的に活用して、住民サービス向上や根拠に基づく政策立案(以下「EBPM\*12」といいます。)に努めることが必要であり、そのための仕組みづくりに取り組まなければならないと考えています。

本市では、2015 (平成27) 年度よりオープンデータの利活用を推進していますが、今後はこの取り組みを「官民データ活用の推進」に発展させ、より一層の推進に取り組まなければならないと考えております。

2016 (平成28) 年12月14日に「官民データ活用推進基本法 {2016 (平成28) 年法律第103号。以下「官デ法」といいます。}」が公布、施行されました。

官デ法では、「急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決」のための、官民データ(国、地方公共団体、独立行政法人、民間事業者等が管理するデータ)の適正かつ効果的な活用(官民データ活用)の推進等について定めています。

また、官民データ活用の推進に関する基本的な計画(官民データ活用推進基本計画。以下「官デ計画」といいます。)について規定されており、政府と都道府県は策定が義務化(第8条第1項、第9条第1項)され、市町村は努力義務(第9条第3項)とされています。

なお、官デ計画の策定方法については、既存の地域情報化計画を元に 策定しても、国の示すひな形をベースに新規の計画として策定しても、 どちらでも良いものとされています。

-

<sup>\*\*12</sup> Evidence Based Policy Making の略で、「根拠に基づく政策立案」を指します。

# 3. 本計画の目的及び期間

# 3-1. 安来市における地域情報化の目的

- 1) 本市における地域情報化は、「第2次安来市総合計画」で掲げた将来像「人が集い 未来を拓く ものづくりと文化のまち」を実現するために必要な、ICTの利活用等の推進を目的とするものです。
- 2) 第1次情報化計画で目標とした「安全・安心なまちづくりのための情報化」、「地域コミュニティ活性化のための情報化」、「質の高い行政情報サービスの提供」、「情報通信基盤の整備」について、本計画においても引き続き取り組むのもとします。

ただし、「質の高い行政情報サービスの提供」を「質の高い行政サービスの提供」に改めます。

- 3) 第1次情報化計画策定後の社会情勢の変化(官デ法の公布・施行、シビックテックやオープンガバメントに代表される新しい住民参加の取り組み、スマートフォン・タブレット端末が通信インフラとしての地位を得たこと、AI・IoTの進展等)を踏まえ、新たに「防災コミュニケーション基盤の整備」と「官民データ活用の推進」に取り組むものとします。なお、「防災コミュニケーション基盤の整備」に係る取り組みは、上記2)の「安全・安心なまちづくりのための情報化」に含め、「官民データ活用の推進」に係る取り組みは、上記2)の「地域コミュニティ活性化のための情報化」、「質の高い行政サービスの提供」及び「情報通信基盤の整備」に含めるものとします。
- 4) ICT利活用の推進に必要な、セキュリティ及び個人情報の適正な取扱い の確保に取り組むものとします。

# 3-2. 本計画の期間

本計画の期間は2019年度から2023年度までの5年間とします。ただし、ICTの進展と社会経済情勢の変化が著しいため、それらの動向を考慮し、随時見直していくこととします。

# 4. 本計画の位置付け

- 1)「第2次安来市総合計画」で掲げた情報化社会の構築を実現するため、本計画はその下位計画に位置づけるものとします。
- 2) 本計画では、原則として、地域情報化に係る総括的な内容及び全市的かつ分野横断的な取り組みについて定めるものとし、分野別の取り組み {情報産業の誘致・育成、ICT利活用による産業振興(スマート農業等)、ICT利活用による地域の医療や福祉の充実等}の詳細については、各個別計画に委ねるものとします。
- 3) 「防災コミュニケーション基盤の整備」について、「安来市地域防災計画 {2017(平成29)年6月策定}」第I部第5章第3節「情報収集・伝達体制の 確立」中の重点的な取り組みである「防災情報基盤の整備」において、「要 配慮者が利用可能な情報システム」の確保と「同報系情報通信基盤の整備」 の研究・推進を行うものとして明記されています。

また、第2次安来市総合計画の前期基本計画 {計画期間は2016 (平成28) 年度から2019年度までです。} において、「迅速な情報・伝達網づくり」を推進することが明記されています。

4) 市町村官デ計画について、官デ法第9条第3項で努力義務と規定されています。本市では、本計画に官デ計画の内容を含めることとします。

# 5. 本計画の推進体制

本計画の確実な実施と各施策成果の定量的評価等を行うため、以下の推進体制を整備します。

1) 本計画の策定のために設置した安来市地域情報化推進委員会(以下「委員会」といいます。)及び同専門部会を、当面の間は推進体制の中心とします。なお、委員会及び同専門部会のメンバーは、表5-3の各部、課より任命しました。

表 5-3 委員会及び同専門部会のメンバー

部	課
政策推進部	政策秘書課、商工観光課、定住推進課、情報政策課
総務部	防災課、財政課、行財政改革推進室

2) 参画が必要な協働パートナーの洗い出しを行い、役割分担を整理します。 本計画策定時の協働パートナーは表5-4のとおりです。本計画策定にあたり、 アドバイザーとして委員会に参画していただきました(やすぎどじょっこ テレビを除く)。

表 5-4 協働パートナー

名称	役割
一般社団法人 中国経済連合会	中国地域における官民データ
	活用推進及び産学官連携推進
	の中核的な存在として助言を
	受けます。
公益財団法人 しまね産業振興財団	本計画の策定及び推進に必要
しまねソフト研究開発センター	な技術的助言を受けます。
島根県立情報科学高等学校※13	地域IT人材の教育推進と教育
	連携について助言を受けま
	す。
山陰ケーブルビジョン株式会社	IRU <sup>※14</sup> 事業者として、安来市情
やすぎどじょっこテレビ	報ネットワーク施設の管理運
	用を担っています。

<sup>※13 2018(</sup>平成 30)年6月27日付で「安来市及び島根県立情報科学高等学校との市内地域情報化・産業活性化の発展に向けた包括連携協定」を締結しました。

<sup>※14</sup> Indefeasible Right of User の略で、「施設所有者と使用者と双方の合意がない限り破棄又は終了させることができない永続的な使用権を持つ事業者」を指します。

なお、本計画策定後に新たに追加すべき協働パートナーが判明した場合は、本計画の見直しを行う際に加えるものとします。

3) 防災コミュニケーション基盤の構築事業者を決定した後に、当該事業者に推進体制への参画を要請します。

# 6. 本計画で定める施策

本章では、第2章で定めた本計画の4つの目標(「安全・安心なまちづくりのための情報化」、「地域コミュニティ活性化のための情報化」、「質の高い行政サービスの提供」、「情報通信基盤の整備」)を実現するための施策について定めます。なお、それぞれの目標に係る施策の詳細は次のとおりです。

# 6-1.「安全・安心なまちづくりのための情報化」について

本節では、「安全・安心なまちづくりのための情報化」に係る事業を定めます。主な柱として、「防災コミュニケーション基盤」 整備事業に取り組みます。

### 6-1-1. 「防災コミュニケーション基盤」整備事業

#### <基本方針>

- 1) 同報系防災行政無線に代わるものとして、双方向通信・マルチデバイス対応の「防災コミュニケーション基盤」を整備します。 なお、整備に当たっては、導入コストを引き下げるため、また、住 民等に多様な伝達手段を提供するため、次の点に留意するものとします。
  - ① 移動体通信網、Wi-Fi 等の既存 IP 通信網を活用できること。
  - ② スマートフォン、タブレット端末等、個人所有のモバイル端末を活用できること。
  - ③ 既存システム(告知放送、CMS 緊急情報送信システム)と相互 補完することにより、重複する機器、機能等の整備を避けること ができること。
- 2)「防災コミュニケーション基盤」には、住民等に対する緊急情報の到達確認及び安否確認を速やかに行える機能を実装します。

#### **くロジックツリー>**

本事業の実施にあたり、現状の問題点を整理し、解決すべき課題を明確にし、課題の解決策を導き出すためロジックツリーを作成しました。 赤色の項目が、今回「防災コミュニケーション基盤」を整備することにより解決するものです。 黒色の項目は、今回の「防災コミュニケーション基盤」の整備とは別に検討します。

図 6-10 ロジックツリー

問題点 同報系は廃止、他の情報 提供手段(新システム) 既存無線機器の使用期限 へ移行 (2022.11.30) が迫って いる一方、デジタル式は 防災行政無線 アナログ式防災行政無線 整備費用が高額 移動系のみ 現場対応等 (税抜概算552百万円) のためデジタル化、又は MCA無線\*<sup>2</sup>、衛星電話等 への置き換えを検討 課題 H23年度から本稼働を開 始しており、放送機器が 老朽化している。故障時 新システムによる補完 の代替機も入手困難であ 緊急情報の確実な伝達 る。 伝送路が有線(自営光通 新システムでモバイル端 FM行政告知放送システム 信網)であり、光ケーブ 末、専用戸別受信機(IP (ブロードバンド・イン ルが損傷した場合、端 端末\*<sup>3</sup>、LTE\*<sup>4</sup>)を有効 末・屋外スピーカーとも フラ整備事業で整備) 活用 使用不可 FM方式のため、情報の流 新システムでモバイル端 防災行政無線以外の緊急 れが一方向であり、到 末を有効活用、必要な方 情報提供手段 達・鳴動、安否確認でき には専用戸別受信機を設 ない 新システムでモバイル端 CMS\*1緊急情報送信シス 情報の流れが一方向であ 末、専用戸別受信機を活 テム(防災情報通信基盤 り、到達・鳴動、安否確 用し、双方向通信を可能 認ができない 整備事業で整備) にする

解決策

<sup>\*1</sup> Content Management System の略で、「ホームページ管理システム」を指します。

<sup>\*2</sup> 複数の通信チャンネルを多数の利用者が共用することにより、電波の有効利用と利便性を実現する業務用移動通信システムです。

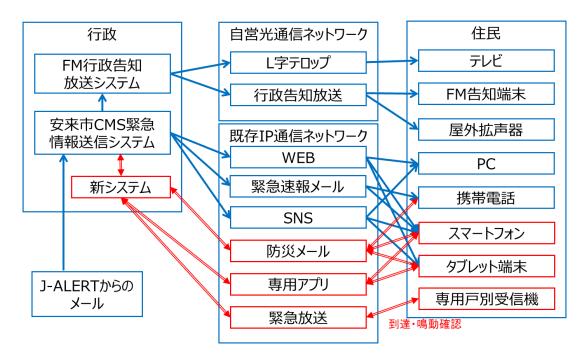
<sup>\*3</sup> ネットワークと接続し、双方向の通信サービスを利用できる端末です。

<sup>\*4</sup> Long Term Evolution の略で携帯電話の通信規格の一つです。第3世代携帯電話から第4世代携帯電話へと移行する過渡期の技術であり、第3世代携帯電話より高速です。

#### <事業内容>

安来市が事業主体となり、同報系防災行政無線に代わるものとして、 全市的に「防災コミュニケーション基盤」(新システム)を整備します。

図 6-11 防災コミュニケーション基盤と既存システムとの関係図



#### く資金計画>

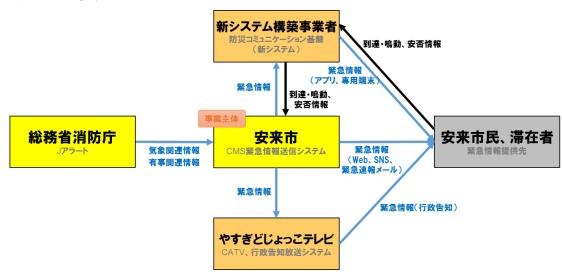
総務省消防庁(消防・救急課)の緊急防災・減災事業債(以下「緊防債」といいます。)の活用を検討します。なお、緊防債は、地方公共団体が喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるように、対象事業が拡充された上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である2020年度まで継続されることとなりました。

緊防債は、地方債の充当率が100%であり、元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入することができます(地方交付税として措置されます)。過疎債と同じ充当率、地方交付税措置率であり、「防災情報システム、衛星通信ネットワークシステムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設」の整備も対象事業とされています。

#### <事業スキーム>

本事業の事業スキームは次の図6-12のとおりです。

図 6-12 事業スキーム



### <KPI<sup>※15</sup>及び目標値の設定>

本事業の目標は「災害発生時に、住民等に確実に情報伝達・収集できる環境の整備」です。成果の評価指標は表6-5のとおりです。

表 6-5 KPI 及び目標値

分類	KPI	現状値	目標値	計測方法
アウトプット	専用アプリの	_	30% <sup>*16</sup>	ダウンロード
指標(行政に	ダウンロード			数÷総世帯数
よる事業の活	割合			
動量)	専用戸別受信	-	100% <sup>*17</sup>	設置数÷対象
	機の設置割合			世帯数
アウトカム指	情報伝達手段	84. 4%	100%	告知端末+専用
標(事業を通	の世帯カバー			戸別受信機+専
じて実現した	率			用アプリの率
い社会変化)	安否確認訓練	-	100% <sup>*18</sup>	確認数÷要援
	による確認割			護者等の人数
	合			(又は職員数)

<sup>※15</sup> Key Performance Indicator の略で、「重要業績達成指標」を指します。

<sup>※16</sup> 行政告知端末の未設置世帯割合+ aで算出しました。

<sup>※17</sup> 災害時要援護者等であって他の手段の利用が困難な方に限り、専用戸別受信機 の設置対象者とします。

<sup>※18</sup> 要援護者等及び職員に限ります。

#### <事業スケジュール>

本事業のスケジュールは表6-6のとおりです。

表 6-6 事業スケジュール

年度	事業内容・方法	
2018 (平成30)	本計画の策定	
2019	RFI <sup>※19</sup> の実施、予算要求の準備	
2020~	RFP <sup>※20</sup> の実施、システム構築事業者選定、システ	
	ム構築、運用開始、同報系行政防災無線(伯太地	
	域)の設備撤去	

#### <PDCA<sup>※21</sup>の体制>

PDCA の体制について、当面の間は安来市地域情報化推進委員会及び専門部会を中心とします。なお、構築事業者が決定し次第、PDCA の体制への参画を要請します。

<sup>※19 「</sup>Requset For Informattion」の略で、情報システムの調達等を行う際に、情報収集のためベンダー等に提出する「情報提供依頼書」を指します。

<sup>\*\*20 「</sup>Request For Proposal」の略で、プロポーザル方式で情報システムの調達等を行う際に、ベンダー等に提出する「提案依頼書」を指します。

<sup>※21 「</sup>Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)」の4つの英単語の頭文字を組み合わせたもので、4つの過程を順番に繰り返すことで継続的な改善を行うことを指します。

# 6-2.「地域コミュニティ活性化のための情報化」について

本節では、「地域コミュニティ活性化のための情報化」に係る施策について定めます。主な柱として、「地域 IT 人材の教育推進と教育連携」、「多様な主体の情報リテラシーの向上」、「地域情報発信の充実」の3つの取り組みを行います。

### 6-2-1. 地域 IT 人材の教育推進と教育連携

国の官デ計画において、重点取り組みとして「高度人材の育成と学びの場の創出による IT 人材の確保」が設定されています。

本市は、地域のIT人材育成の教育推進と教育連携について、本市に所在する小中高等学校における取り組みを推進します。

### 6-2-1-1. 児童生徒の情報活用能力の向上

2020年に小学校で全面実施となる新学習指導要領 {中学校は2021年度から}において、学習の基盤となる資質・能力として重視されている「情報活用能力」を向上させていくため、教育の情報化を教育課程全体で横断的に取り組んでいきます。

また、情報教育の充実のため、市内小中学校のICT環境整備に取り組みます。

#### <KPI>

- ① 情報教育に関する教員への研修回数
- ② ICT機器等を活用した授業の実施率 (%)
- ③ 市内小中学校のICT環境整備率(可動式PCの配備、普通教室へ大型提示装置・無線LANの整備)

#### **くスケジュール>**

- ① 2023年までに情報教育に関する教員への研修回数15回を達成
- ② 2023年までにICT機器等を活用した授業の実施率80%を達成
- ③ 2023年までに市立小中学校のICT環境整備率100%を達成

#### 6-2-1-2. 島根県立情報科学高等学校との提携

本市は、島根県立情報科学高等学校(以下「情報科学高等学校」といいます。)と平成30年6月27日付けで包括提携協定(以下「提携協定」

といいます。)を締結しました。今後、提携協定に従い、情報科学高等 学校の地域課題解決に取り組む授業及び教育課程外の学習機会に積極 的に参加します。

#### <KPI>

- ① 地域課題解決に取り組む授業への参加回数
- ② 地域課題解決に取り組む教育課程外の学習機会への参加回数

#### **くスケジュール>**

- ① 地域課題解決に取り組む授業に毎年度1回以上参加する
- ② 地域課題解決に取り組む教育課程外の学習機会に毎年度 1 回以 上参加する

### 6-2-2. 多様な主体の情報リテラシーの向上

デジタルデバイド(利用の機会等の格差)のうち、「年齢、身体的な条件その他の要因に基づくICTの利用の機会、又は活用のための能力における格差」の是正のため、多様な主体の情報リテラシーの向上に取り組みます。

表 6-7 KPI 及び目標値

目標	KPI	現状	目標
		2018 (H30) . 12. 31	2024. 3. 31
多様な主体の情報	講習会の開催	1回/年	2回/年
リテラシーの向上	回数		

#### 6-2-3. 地域情報発信の充実

本市の多彩な地域活動を紹介するコンテンツの充実に取り組みます。 このため、やすぎどじょっこテレビの自主制作番組のより一層の充実 に努めます。なお、当該自主制作番組は、やすぎどじょっこテレビ以外 の島根県内外のケーブルテレビ局でも放送されることがあります。

また、地域資源のデジタルアーカイブ化及びインターネットで提供されている百科事典、地図等を活用した地域情報発信に取り組みます。

表 6-8 KPI 及び目標値

目標	KPI	現状(見込)	目標
		2019 (H31) . 3. 31	2024. 3. 31
地域活動を紹介	自主制作番組数	43 番組	50 番組
するコンテンツ	(やすぎどじょ	/年度	/年度
の充実	っこテレビ)	(見込)	
地域情報発信の	地域情報を記録	4種類※22	7種類
充実	し発信した媒体		
	数		

# 6-3.「質の高い行政サービスの提供」に係る施策

本節では、「質の高い行政サービスの提供」に係る施策について定めます。主な柱として、「各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進」、「EBPM の推進」、「シビックテック関連団体との連携による地域課題解決」、「手続における ICT の利用等に関する取り組み」、「サービスデザイン思考に基づく BPR の推進」、「マイナンバーカード普及促進の取り組み」、「マイナンバーカードの利活用の検討」の7つに取り組むものとします。

## 6-3-1. 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 {2018 (平成30)年6月15日閣議決定。以下「官民データ活用推進基本計画」といいます。}」、「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針 {2014 (平成26)年3月24日総務省自治行政局地域情報政策室}」、「オープンデータ基本指針 {2017 (平成29)年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定}」等を踏まえて、「安来市オープンデータ公開・活用推進庁内ガイドライン {2016 (平成H28)年10月1日策定}」に基づき、本市が保有するデータのオープンデータ化を促進します。

#### <本市におけるオープンデータの意義>

1) 行政業務の改善・課題解決

<sup>※22</sup> 広報やすぎ「どげなかね」、やすぎどじょっこテレビの自主制作番組、Web 及び SNS の 4 種類 [2018(H30).12.31 現在]。

本市の各部署が保有するデータの庁内利用を進めることで、業務 改善や課題解決を図ることが容易になります。併せて、他の行政機 関、民間組織等のデータを活用すれば、その取り組みの幅を広げる ことができます。

### 2) 市政の透明性の向上

行政データを住民等が探しやすく分かりやすい形で提供することで、住民等が関心のあるデータを容易に入手できるようになり、市政の透明性の向上を図ることができます。

#### 3) 住民等のまちづくり参画の促進

住民等が自由な発想で公共データを利用できるようになることで、 市政への関心が高まり、「まちづくり」を自らのこととして能動的に 考える機会を増やすことができます。

#### 4) 住民等の利便性の向上

オープンデータの活用が活発化することで、住民等の利便性を向上させる発想、サービス、アプリケーション等が生まれる機会を増やすことが期待できます。

#### 5) 地域経済の活性化

オープンデータの活用が高度化することで、行政情報入手及び処理のコスト軽減による企業活動の効率化、情報の組合せにより付加価値を産む新ビジネスの創出等により、地域経済の活性化を促進することが期待できます。

#### <基本原則>

- 1) 本市が保有するデータのうち公開可能なものは、積極的にオープンデータとして公開します。
- 2) 取り組み可能なデータから速やかにオープンデータとして公開するなど、効率的に推進します。
- 3) 可能な限り、機械判読可能な形式で公開するものとします。
- 4) 利用目的の営利非営利を問わず活用を促進します。

#### <公開形式>

公開するデータについては、特定のアプリケーションに依存せず、 容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式(XML、RDF、CSV等)で 公開することに努めます。

#### く取り組み内容>

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、オープンデータの取り組みを促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」\*\*23等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進します。その際、国、県及び周辺市町村と連携することで、広域での横断的なデータの活用を実現します。また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促すものとします。

#### <KPI>

オープンデータ公開ファイル件数

#### <スケジュール>

2023年までにオープンデータ公開ファイル件数600件を達成

#### 6-3-2. EBPM の推進

国が策定した「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック\*24 {2018(平成30)年6月総務省策定}」を参考に、本市が保有するデータを利活用することにより、EBPMを推進します。

なお、庁内の部局・分野に加えて、国、県や他の市町村等との連携可能性を踏まえて、広域でのデータの利活用のあり方についても検討し、より効果的な施策への活用を図ります。

#### <KPI>

計画策定、政策立案等における、本市が保有するデータの利活用件 数

#### **くスケジュール>**

2023年度までに、計画策定、政策立案等における、本市が保有するデータの利活用件数5件を達成

<sup>※23</sup> オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考としてとりまとめた、「公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例」を指します。

<sup>※24</sup> 地方公共団体が、個人情報の保護にも配慮しつつ、その保有するデータを部局・分野横断的に活用して効果的な政策立案や住民サービスの向上等に取り組むための手引書です。

### 6-3-3. シビックテック関連団体との連携による地域課題解決

本市は、シビックテック関連団体等と連携し、地域課題の解決に取り組んでいます。この取り組みの成果として、2017(平成29)年度より、住民向けのごみの分別Webアプリケーション\*\*25を提供しています。

なお、当該アプリケーション<sup>\*26</sup>は、県外のシビックテック関連団体<sup>\*27</sup>が開発し、ソースコードが公開(オープンソース)されています。

従いまして、一定の条件(MPL<sup>\*\*28</sup>)に従えば、誰でも利用、改変、及び 再配布が可能です。

オープンソースのアプリケーションを利用し、本市のごみ分別表、収集カレンダー等のオープンデータを活用し、シビックテック関連団体と連携することで、低コストで迅速に住民向けのサービスを開始することができました。

また、本市の基幹公共交通である安来市広域生活バス(以下「イエローバス」といいます。)について、住民等の利便性向上のためには、インターネット等の経路検索サービスへの対応が必要です。

そこで、2018 (平成30) 年度より、市内のシビックテック関連団体等と連携し、イエローバスの停留所の位置や通過時刻表等の情報(以下「バスデータ」といいます。)を「標準的なバス情報フォーマット」として整備することに取り組んでいます。

今後、「標準的なバス情報フォーマット」に準拠したイエローバスのバスデータを整備し公開することにより、経路検索サービスへの採用を働きかけるものとします。

引き続き、当該団体等との連携を強化し、地域課題の解決に取り組みます。

#### <KPI>

オープンデータを活用した住民向けサービスの提供開始数

#### **くスケジュール>**

2023年までにオープンデータを活用した住民向けサービスを2件提供する(現在1件提供済)

※27 一般社団法人コード・フォー・カナザワ(Code for Kanazawa)

(http://codeforkanazawa.org/)

<sup>※25</sup> 安来市版 5374(ゴミナシ).jp(http://yasugi.5374.jp/)

<sup>\*\*26 5374.</sup>jp(http://5374.jp/)

<sup>\*\*28</sup> Mozilla Public License (https://www.mozilla.org/en-US/MPL/2.0/)の略。

### 6-3-4. 手続における ICT の利用等に関する取り組み

住民等の利便性を高めるために、第1次情報化計画の目標である「各種申請のオンライン化メニューの充実、利用促進」について、本計画でも引き続き取り組むものとします。

なお、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 {2018 (平成30) 年6月15日閣議決定}」に明記されたように、時間や場所を問わない行政サービスの実現が強く求められています。そのため、国や多くの地方公共団体が「行政手続等のオンライン化原則」(デジタルファースト)を導入することが予想されます。本市も、将来のデジタルファースト導入に備えるため、紙の申請書と押印を求める業務プロセスの見直し及び標準化、業務プロセス全体の最適化 (BPR\*29)、情報システムの標準化及びAI、RPA\*30等の活用による情報システム改革に取り組む必要があります。

併せて、将来的に取り組みが広がることが予想される「ワンスオンリー」(行政手続等のため既に提供している情報を再提出不要とすること)及び「ワンストップ」(手続の一元化)についても、今後研究を進める必要があります。

### 6-3-4-1. 子育てに係る各種行政手続きのオンライン化

保育所の入所申請や児童手当の現況届等、子育てに係る各種行政手続きのオンライン化を実現するとともに、保護者への周知を行い、電子申請の普及率向上を図ります。

#### <KPI>

電子申請による子育てに係る申請手続数

#### **<スケジュール>**

2023年までに電子申請による子育でに係る申請手続数5件を達成

<sup>※29</sup> Business Process Re-engineering の略で、「業務プロセスを根本的に見直し、業務プロセス全体の最適化を図ること」を指します。

<sup>※30</sup> Robotic Process Automation の略で、主にデスクワークの定型作業をソフトウェア型ロボットが代行して行う仕組みを指します。

### 6-3-4-2. コンビニ交付サービスの継続

本市では、安来庁舎の他、広瀬、伯太の両地域センターにおいても 住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行サービスを提供しており、開 庁時間以外は、観光交流プラザに設置した行政サービスコーナーにお いて、住民票及び印鑑証明の即時発行、戸籍、所得証明、課税証明の 取次業務を行っています。

しかし、平日仕事をしている方が上記以外の証明書発行サービスを 利用する場合には、休暇を取得してもらう必要があるなど、住民の負担となっていました。

上記の課題を解消するため、マイナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスを2016(平成28)年9月に導入しました。現在は住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税・県民税課税額(非課税)証明書、戸籍の附票の写し、戸籍全部(個人)事項証明についてコンビニ交付を行っています。なお、住所が市外で本籍地が市内の方の場合、本籍地の戸籍と戸籍の附票を発行することができません。

今後も、住民サービス維持のため、コンビニ交付サービスを継続させるものとします。

#### <KPI>

コンビニ交付サービスで発行できる各種証明書類の種類

#### **くスケジュール>**

2023年までに税及び戸籍関係の各種証明書類の発行に対応

### 6-3-5. サービスデザイン思考に基づく BPR の推進

本市では、今後、人口減少、少子高齢化の進展等により、職員数の漸進的な減少が予想されます。定員管理計画(計画期間は2018 (平成30)年度から2023年度までです。)では、2017 (平成29)年4月1日現在の職員数<sup>※31</sup>は449人ですが、2023年4月1日時点で414人に削減するものとされています。

そのような状況であるため、行政サービスの水準を維持または向上するためには、職員一人一人の生産性の向上に努めるとともに、利用者の 視点に立ち、満足して利用していただくためのサービスの再設計を前提 とした、サービスデザイン思考の業務改革に取り組む必要があります。

<sup>※31</sup> 消防本部及び安来市立病院の職員を除く人数です。

また、5-3-4節で述べたデジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップの導入等に備えるためにも、業務プロセス及び情報システムの最適化及び標準化が必要です。

そこで、全庁的にサービスデザイン思考に基づくBPRを推進し、本市の行政サービス利用者の満足度向上に取り組むとともに、業務プロセスの最適化及び業務用情報システムのクラウド化並びに各種データの標準化に取り組むものとします。

#### <KPI>

BPRを実施した部署数及び業務数

#### **くスケジュール>**

2023年度までに全ての部署において業務のBPRに着手する

## 6-3-6. マイナンバーカードの普及促進と利活用の検討

行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な 社会を実現するためには、多くの方にマイナンバーカードが普及するよ う働きかけを行わなければなりません。本市におきましても、市職員の 積極的取得の呼びかけ、休日申請日の設定、交流センターや希望する企 業・団体への市職員の訪問による申請受付等を実施することにより、住 民のマイナンバーカード取得率向上を図ります。

また、住民の利便性向上及び行政の事務負担の軽減のため、行政サービスにおけるマイナンバーカードの利用を促進するための具体的な施策を検討します。併せて、地域経済応援ポイントの導入など、利活用の検討を行います。

#### <KPI>

マイナンバーカード取得率

#### **<スケジュール>**

2023年までにマイナンバーカード取得率数20%を達成

# 6-4. 「情報通信基盤の整備」に係る施策

本節では、「情報通信基盤の整備」に係る施策について定めます。主な柱として、「情報システムに係る規格の整備等に係る取り組み」、「やすぎどじょっこテレビの加入促進」、「新たな情報通信基盤の導入」、「携帯電話エリア外地域の解消」の4つに取り組みます。

# 6-4-1. 情報システムに係る規格の整備等に係る取り組み

行政サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、情報システムのクラウド化及び各種データの標準化(共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等)を促進することで、情報システムに係る運用経費の削減、セキュリティ水準の向上及び災害時における業務継続性の確保に取り組みます。また、規格の整備及び互換性の確保等の取り組みにより、分野横断的なデータ流通が促進され、その結果、多様な主体の連携による地域課題の解決に繋がることが期待できます。

表 6-9 KPI 及び目標値

目標	KPI	現状	目標
		2018 (H30) . 12. 31	2024. 3. 31
情報システム	クラウド化したシ	1 式	37 式
のクラウド化	ステム数		
の推進			
各種データの	共通語彙基盤、文	25 式	32 式
標準化	字情報基盤、地域		
	情報プラットフォ		
	ーム標準仕様、中		
	間標準レイアウト		
	仕様に準拠したデ		
	ータ数		

# 6-4-2. やすぎどじょっこテレビの加入促進

やすぎどじょっこテレビの各サービス(告知放送、CATV放送、通信及びケーブルプラス電話)の加入率向上に取り組みます。

表 6-10 KPI 及び目標値

目標	KPI	現状	目標	
		2018 (H30) . 12. 31	2024. 3. 31	
やすぎどじ	告知放送加入率	84. 4%	85.0%	
ょっこテレ	CATV 放送加入率	44. 5%	50.0%	
ビの加入促	通信サービス加入率	25. 6%	30.0%	
進				

# 6-4-3. 新たな情報通信基盤の導入

地域 BWA<sup>※32</sup>等、新たな情報通信基盤の整備に取り組みます。

表 6-11 KPI 及び目標値

目標	KPI	現状	目標	
		2018 (H30) . 12. 31	2024. 3. 31	
新たな情報通	整備するインフラ	_	1件**33	
信基盤の導入	の種類数			

# 6-4-4. 携帯電話エリア外地域の解消

携帯電話エリア外地域(本計画策定時点で残り8地域)の解消に取り組みます。

表 6-12 KPI 及び目標値

目標	KPI	現状	目標	
		2018 (H30) . 12. 31	2024. 3. 31	
携帯電話エリア	携帯電話エリ	8 地域 <sup>※34</sup>	8 地域解消	
外地域の解消	ア外地域数			

<sup>※32</sup> Broadband Wireless Access の略で、広帯域移動無線アクセスシステムを指します。

<sup>\*\*33</sup> 地域 BWA を想定しています。

<sup>※34</sup> 紙屋谷、鍛冶屋谷、雲見場、杉谷、後山、茅原、水木原、玉山の8地域です。

表 6-13 第 2 次安来市情報化計画 目標とKPI

目標	施策	具体的な取組		KPI	現状値 2018(H30),12,31	目標値 2024.3.31	備考
6-1. 安全·安心なま ちづくりのための 情報化		事業の実施	アウトプット指標(行政による 事業の活動量)	<ul><li>①専用アプリのダウンロード割合</li><li>②専用戸別受信機の</li></ul>	_		ダウンロード数÷総世帯数 設置数÷対象世帯数
			アウトカム指標(事業を通じて	設置割合 ③情報伝達手段の世 帯カバー率	84.4%	100%	告知端末+専用戸別受信機 専用アプリの率
			実現したい社 会変化)	④安否確認訓練による 確認割合	_	100%	確認数÷要援護者等の人数 (又は職員数)
6-2. 地域コミュニティ活性化のため	6-2-1. 地域 IT 人材の教育 推進と教育連携		⑤情報教育に関する教員への研修回数		_	15 回	
	世にこ数月建物	力の向上	⑥ICT 機器等を	舌用した授業の実施率	_	80%	
の情報化	6-2-1-2. 島根県立情報利 学校との提携			の ICT 環境整備率(可 備、普通教室へ大型提示 N の整備)	_	100%	
		6-2-1-2. 島根県立情報科学高等 学校との提携	⑧地域課題解決 加回数	とに取り組む授業への参	_	毎年度1回以 上参加する	
			<ul><li>⑨地域課題解決の学習機会へ</li></ul>	とに取り組む教育課程外 の参加回数	_	毎年度1回以 上参加する	
	6-2-2. 多様な主体の情報 リテラシーの向上	年齢、身体的な条件その他の要因に基づくICTの利用の機会、又は活用のための能力における格差」の是正	⑩講習会の開催	回数	1 回/年	2 回/年	
	6-2-3. 地域情報発信の充 実	地域活動を紹介するコンテンツの充実	⑪自主制作番組 (やすぎどじょっこ		43 番組/年度 (見込)	50番組/年度	
		地域情報発信の充実	12地域情報を記	録し発信した媒体数	4 種類	7 種類	
6-3. 質の高い行政 サービスの提供	6-3-1. 各種保有情報等に 係るオープンデータ 化の促進	市が保有するデータのオープンデ ータ化の推進	③オープンデータ	な公開ファイル件数	390 件	600 件	
	6-3-2. EBPM の推進	市が保有するデータを活用した計画策定、政策立案等	⑭計画策定、政 の活用件数	策立案等におけるデータ	_	5 件	
	6-3-3. シビックテック関連 団体との連携による 地域課題解決		⑤オープンデー ービスの提供	タを活用した住民向けサ 開始数	1 件	2 件	

目標	施策	具体的な取組	KPI	現状値	目標値	備考
				2018(H30).12.31	2024.3.31	
6-3. (前ページから	6-3-4. 手続における ICT	6-3-4-1. 子育てに係る各種行政	16電子申請による子育てに係る申請手	_	5 件	
の続き)質の高	の利用等に関する取	手続きのオンライン化	続数			
い行政サービス	り組み	6-3-4-2. コンビニ交付サービスの	⑪コンビニ交付サービスで発行できる各	_	税及び戸籍関	
の提供		継続	種証明書類の種類		係の各種証明	
					書類の発行に	
					対応	
	6-3-5. サービスデザイン	行政サービス利用者の満足度向	®BPR を実施した部署数及び業務数	_	全ての部署に	
	思考に基づく BPR の	上、業務プロセスの最適化及び業			おいて業務の	
	推進	務用情報システムのクラウド化並			BPR に着手	
		びに各種データの標準化				
	6-3-6. マイナンバーカード	住民のマイナンバーカード取得率	⑨マイナンバーカード取得率	16.8%	20.0%	
	の普及促進と利活用	向上と行政サービスにおけるマイ				
	の検討	ナンバーカードの利用促進				
6-4. 情報通信基盤	6-4-1. 情報システムに係	情報システムのクラウド化の推進	⑩クラウド化したシステム数	1	37	
の整備	る規格の整備等に係	各種データの標準化	②共通語彙基盤、文字情報基盤、地域	25	32	
	る取り組み		情報プラットフォーム標準仕様、中間			
			標準レイアウト仕様に準拠したデータ			
			数			
	6-4-2. やすぎどじょっこテ	やすぎどじょっこテレビの加入率の	②告知放送加入率	84.4%	85.0%	
	レビの加入促進	向上	③CATV 放送加入率	44.5%	50.0%	
			②通信サービス加入率	25.6%	30.0%	
	6-4-3. 新たな情報通信基	新たな情報通信基盤の整備	⑤整備するインフラの種類数		1 件	
	盤の導入					
	6-4-4. 携帯電話エリア外	携帯電話エリア外地域の解消	126携帯電話エリア外地域数	8 地域	8 地域解消	
	地域の解消					

# 7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

- 1) 本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法 {2014(平成26)年法律第104号}」、「サイバーセキュリティ戦略 {2015(平成27)年9月4日閣議決定}」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン {2018(平成30)年9月25日総務省改定}」及び「安来市情報セキュリティポリシー {2006(平成18)年安来市訓令第2号)」に基づく適切な情報システムの運用体制の確保に努めます。
- 2) 個人情報の適正な取り扱いの確保について、「個人情報の保護に関する法律 {2003(平成15)年法律第57号}」、「安来市個人情報保護条例 {2004(平成16)年安来市条例第9号}」、「安来市個人情報保護条例施行規則 {2004(平成16)年安来市規則第19号}」、「安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 {2015(平成27)年安来市条例第36号}」及び「安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則 {2015(平成27)年安来市規則第39号の2}」の他、関係法令に基づく適切なデータの公開、運用を図ることにより、官民データ活用等に係る住民等の不安の払拭に努めます。